

就労支援事業所 管理者 様

名古屋市健康福祉局障害福祉部障害者支援課長

新型コロナウイルス感染症への対応に係る本市の就労移行支援事業及び就労継続支援事業の取扱いについて（第 2 報）

日頃は本市の障害福祉行政に多大なるご尽力をいただき、厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症への対応に係る本市の就労移行支援事業及び就労継続支援事業（A型、B型）の在宅でのサービス利用について、令和 2 年 6 月 19 日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡「新型コロナウイルスへの対応に伴う就労継続支援事業の取扱い等について（第 6 報）」を受け、本市における対応をまとめましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1 在宅でのサービス利用に係る取扱いについて

新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、在宅でのサービス利用については令和 2 年 5 月 22 日ウェルネットなごや掲載「新型コロナウイルス感染症への対応に係る本市の就労移行支援事業及び就労継続支援事業の取扱いについて（通知）」においてお示ししているところではありますが、今後の年度内における取扱いを変更し、次のとおりとします。

（1）適用期間

令和 2 年 9 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日まで

※現行の令和 2 年 5 月 22 日ウェルネットなごや掲載「新型コロナウイルス感染症への対応に係る本市の就労移行支援事業及び就労継続支援事業の取扱いについて（通知）」における在宅サービス利用の取扱いについては令和 2 年 8 月 31 日までとします。

9 月 1 日以降、在宅でのサービス利用希望者については本通知 2 の「提出書類について」をご確認いただき、必要書類を障害者支援課まで提出した上でサービス提供を行ってください。

(2) 対象事業所

就労移行支援事業所及び就労継続支援事業所（A型、B型）

(3) 現行と今後の取扱いについて

現行（令和2年8月31日まで）の取扱いと今後（令和2年9月1日から令和3年3月31日まで）の取扱いについては以下のとおりとなります。

	(現行)	(今後)
利用者	<p>感染拡大防止の観点から、<u>在宅でのサービス利用を希望する者</u> (再び通所が可能となるまでの間、一時的に在宅でのサービス利用を実施するものであること)</p> <p>※本市で支給決定を受けている利用者に限る。</p>	<p>感染拡大防止の観点から、<u>在宅でのサービス利用を希望する者であって、在宅でのサービス利用による支援効果が認められると市が判断した場合</u></p> <p>※本市で支給決定を受けている利用者に限る。</p>
事業所	<p>利用者の同意を得られていることを前提として、<u>必ずしも運営規程の改正を求めるものではない。</u></p>	<p><u>運営規程において、在宅で実施する訓練及び支援内容を明記しておく。</u></p>
支援内容	<p>基準省令に加え、「就労移行支援事業、就労継続支援事業（A型、B型）における留意事項について（平成19年4月2日付け障障発第0402001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）の内容を原則としてすべて満たすことができること。</p> <p>ただし、在宅利用者が通所や事業所職員の訪問を望まない（拒否する）などのやむを得ない理由がある場合、国通知5（3）①オ及びキについては、以下のように読み替えて適用して差し支えない。</p> <p>オ 事業所職員の訪問、電話等又は利用者の通所による評価等を1週間につき1回は行うこと。</p> <p>※電話等とは在宅利用者との</p>	<p>(現行)と同じ</p>

	<p>音声でのやりとりをいい、メール等の文字でのやり取りは不可。ただし、障害特性等により音声でのやり取りが困難な場合に限り、メール等の使用を認める。この場合、事業所職員の連絡に対し、速やかに在宅利用者からの返信がなされていることを要件とする。</p> <p>カ 原則として月の利用日数のうち1日は事業所に通所し、事業所内において訓練目標の達成度の評価等を行うこと。(利用者の通所による評価を事業所職員の訪問による評価に代替可)</p> <p>キ <u>オが事業所職員による訪問又は電話等により行われ、あわせて、カの評価等も行われた場合、カによる通所に置き換えて差し支えない。</u></p>	<p>キ <u>オが事業所職員による訪問により行われ、あわせてカの評価等も行われた場合、カによる通所に置き換えて差し支えない。</u> <u>(電話等によるカの支援は認められません)</u></p>
--	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------

2 サービス提供までの流れと提出書類について

令和2年9月1日以降の在宅でのサービス利用の希望者については、改めて事前に別紙1「新型コロナウイルス対応に係る就労系サービスの臨時的な在宅利用に関する確認書」にて、事業所としての支援体制等の確認をしていただき、サービス提供開始日までに新型コロナウイルス対応に係る就労系サービスの臨時的な在宅利用に関する確認書(別紙1)の写し、必要事項を記入した「名古屋市在宅利用希望者名簿(別紙2)と個別支援計画の写しを郵送でご提出ください。個別支援計画については在宅でのサービス利用であることを明記し、本人の同意を得てください。

なお、提出書類についての疑義照会に際して、市が連絡や資料提出を求める際はご対応いただけますようお願いいたします。

	(現行)	(今後)
サービス提供までの流れ	<p>① 運営規程について 利用者の同意を得られていることを前提として、必ずしも運営規程の改正を求めるものではない。</p> <p>② 体制整備について 事業所が基準省令、通知等をもとに自主的に確認を行い、体制を整える。</p> <p>③ 個別支援計画の作成及び利用者同意</p> <p>④ 提出書類を障害者支援課に郵送</p> <p>⑤ サービス提供開始</p>	<p>① 運営規程について <u>運営規程において、在宅で実施する訓練及び支援内容を明記するよう変更。</u></p> <p>② 体制整備について <u>事業所が基準省令、通知および新型コロナウイルス対応に係る就労系サービスの臨時的な在宅利用に関する確認書（別紙1）にて確認を行う。確認書は事業所内で保管。</u> <u>写しを障害者支援課に送付。</u></p> <p>③ 個別支援計画の作成及び利用者同意</p> <p>④ 提出書類を障害者支援課に郵送</p> <p>⑤ サービス提供開始</p>
提出書類	<ul style="list-style-type: none"> ・在宅利用希望者名簿 ・個別支援計画の写し 	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>新型コロナウイルス対応に係る就労系サービスの臨時的な在宅利用に関する確認書（別紙1）の写し</u> ・<u>在宅利用希望者名簿（別紙2）</u> <u>（内容を変更していますので、必ず新様式でご提出ください。）</u> ・個別支援計画の写し

【提出先（郵送）】

名古屋市健康福祉局障害福祉部障害者支援課認定支払係
（〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号）

（推進係（就労担当））

電話：052-972-2584

（認定支払係）

電話：052-972-2639

参考 就労移行支援事業、就労継続支援事業（A型、B型）における留意事項について（平成19年4月2日付け障障発第0402001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）（抄）

5 指定障害福祉サービス事業所等とは別の場所で行われる支援にかかる所定単位数の算定について

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年10月31日付け障障発第1031001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）」の第二の1の（4）の取扱いについては次のとおりであるのでご留意願いたい。

（1）・（2）（略）

（3） 在宅において利用する場合の支援について

① 就労移行支援事業所又は就労継続支援事業所において、通所利用が困難で、在宅による支援がやむを得ないと市町村が判断した利用者（以下「在宅利用者」という。）に対して就労移行支援又は就労継続支援を提供するにあたり、次のアからキまでの要件のいずれにも該当する場合に限り、報酬を算定する。

なお、在宅で就労移行支援又は就労継続支援を提供する場合には、運営規程において、在宅で実施する訓練及び支援内容を明記しておくとともに、在宅で実施した訓練及び支援内容並びに訓練及び支援状況を指定権者から求められた場合には提出できるようにしておくこと。その際、訓練状況（在宅利用者が実際に訓練している状況）及び支援状況（在宅利用者に訓練課題にかかる説明や質疑への対応、健康管理や求職活動に係る助言等）については、本人の同意を得るなど適切な手続きを経た上で、音声データ、動画ファイル又は静止画像等をセキュリティーが施された状態で保存し、指定権者から求められた場合には個人情報に配慮した上で、提出できるようにしておくことが望ましい。

ア 通常の事業所に雇用されることが困難な障害者につき、就労の機会を提供するとともに生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援が行われるとともに、常に在宅利用者が行う作業活動、訓練等のメニューが確保されていること。

イ 在宅利用者の支援にあたり、1日2回は連絡、助言又は進捗状況の確認等のその他の支援が行われ、日報が作成されていること。また、作業活動、訓練等の内容又は在宅利用者の希望等に応じ、1日2回を超えた対応も行うこと。

ウ 緊急時の対応ができること。

エ 在宅利用者が作業活動、訓練等を行う上で疑義が生じた際の照会等に対し、随時、訪問や連絡による必要な支援が提供できる体制を確保すること。

オ 事業所職員による訪問又は在宅利用者による通所により評価等を一週間につき1回は行うこと。

カ 在宅利用者については、原則として月の利用日数のうち1日は事業所に通所し、事業所内において訓練目標に対する達成度の評価等を行うこと。

また、事業所はその通所のための支援体制を確保すること。

キ オが通所により行われ、あわせてカの評価等も行われた場合、カによる通所に置き換えて差し支えない。

（以下略）